

○高花委員長 ただいまより、子育て文教常任委員会を開会いたします。

本日の会議に、笠井委員から欠席する旨の届出があります。

それでは、会議を進めてまいります。

初めに、1、令和6年第1回定例会提出議案についてを議題といたします。議案第28号、議案第32号、議案第34号及び議案第70号ないし議案第73号の以上7件につきまして、理事者から説明願います。

○坂本いじめ防止対策推進部長 議案第28号、令和6年度旭川市一般会計予算のうち、いじめ防止対策推進部所管分について説明申し上げます。

最初に、部所管の予算であります。3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費の臨時費1事業のみであり、予算額は4千573万4千円、前年度当初に対しまして80万9千円、1.7%減となっております。

主な事業につきまして、令和6年度予算臨時事業費説明資料に基づき説明いたします。資料2ページを御覧ください。いじめ防止対策費4千573万4千円につきましては、市長部局と教育委員会、学校が一体となって、いじめの未然防止、早期発見、重大化の防止を図る、いじめ防止対策「旭川モデル」を推進するものです。令和5年度は、専門の相談窓口を開設し、多様なツールも活用したいじめの積極的な把握に加え、教育委員会と連携し、相談受付時には直ちに職員を学校に派遣するなど、情報の一元化と迅速な初動対応、児童生徒及び保護者への継続的な支援に取り組んでまいりました。

次に、令和6年度に拡充する取組についてであります。令和5年度の第2学期から開始し、小学5年生から中学3年生までを対象に実施しているチャット相談については、学習用タブレット端末の持ち帰りにより、児童生徒が学校でも、家庭でも相談できる環境を充実するほか、ウェブを活用した相談機能も導入してまいります。新たな取組としては、令和5年6月に施行した旭川市いじめ防止対策推進条例に基づき、地域社会全体でいじめ防止に向けた機運の醸成や担い手の育成に取り組むため、子どもに関わる団体や事業者、地域の活動団体を対象としたいじめ防止出前講座を本格実施いたします。また、(仮称)いじめ防止・青少年育成サポーター制度を創設し、地域において子どもの見守り、声かけなど、いじめ防止や非行防止などの活動に取り組む個人や団体をサポーターに認定して、活動情報の発信を支援するなど、地域におけるいじめ防止と青少年健全育成活動を推進してまいります。

本市では引き続きこども家庭庁の委託事業を活用し、国が重点テーマの一つとしている学校以外の集団におけるいじめへの対応について、こども家庭庁の支援や助言をいただきながら、取組のさらなる強化を進めていく予定です。以上です。

○浅田子育て支援部長 議案第28号、令和6年度旭川市一般会計予算のうち、子育て支援部所管に係る予算の概要を御説明申し上げます。

初めに、子育て支援部所管の一般会計予算であります。3款民生費、4款衛生費、10款教育費にまたがり、その総額は79事業で215億5千76万8千円で、前年度に対して、2億4千570万2千円、率にして1.2%の増となっております。令和6年度予算が増となったのは、

児童手当の国の制度変更及び令和5年8月に開始した子どもの医療費助成の通年化が主な要因となっております。

次に、主な新規・拡充事業について、臨時事業費説明資料に基づき御説明申し上げます。

まず、新規事業の子育て世帯訪問支援費でございます。11-2ページを御覧ください。家事、育児等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、ヤングケアラー等がいる家庭に対し、訪問支援員が不安や悩みの傾聴、相談、助言のほか、家事、育児等の支援を実施するもので、事業費は312万円を計上しております。

次に、11-4ページ、病児保育事業費でございます。本事業は、保護者の子育てと就労の両立を支援するため、児童が病気やけがの際、家庭での保育が困難な場合に保護者に代わり、一時的に保育を行う事業ですが、令和6年度は、利用する保護者の利便性向上を図るとともに、効率的な運用を行うため、病児・病後児保育予約システムを導入しようとするもので、事業費は2千411万4千円を計上しており、うち、拡充分は181万5千円となっております。

次に、11-5ページ、子育て短期支援費でございます。本事業は、保護者が疾病等の理由により一時的に児童を養育することが困難となった場合に、一定期間の養育、保護を行うものですが、令和6年度は従来の子どもたちが入所するショートステイ、トワイライトステイに加え、支援が必要な親子等とともに受け入れ、短期間の入所により支援、助言等を行う親子入所等の支援を実施しようとするもので、事業費は240万2千円、うち、拡充分は102万9千円となっております。

次に、11-6ページ、新規事業の医療的ケア児保育支援費です。本事業は未就学の医療的ケア児が保育所等の利用を希望する場合に、受入れが可能になるよう体制を整備し、医療的ケア児の生活向上を図ろうとするもので、事業費は3千400万7千円を計上しております。

次に、所管施設のエアコン設置に係る事業でございますが、臨時事業費説明資料の11-8ページ、市立保育所補修費、放課後児童クラブ施設補修費、愛育センター改修費及び児童センター補修費でございます。近年、本市においても、夏の暑さが厳しくなっており、熱中症リスクが高まっていることから、利用する子どもたちの命や健康を守るため、市立神楽保育所、近文保育所の医務室を兼ねている事務室、愛育センターの療育指導室並びに未設置の公設放課後児童クラブ及び児童センターに、エアコンを設置しようとするもので、関連する費用は、4事業、29室合わせて3千579万3千円となっております。なお、この整備を行うことにより、公設放課後児童クラブ及び児童センターについては、エアコン設置率が100%となる見込みでございます。

次に、経常費のため資料に記載はございませんが、放課後児童クラブ運営費でございます。本事業は、保護者の子育てと就労の両立を支援するため、放課後に児童の預かりを行う放課後児童クラブを運営するものですが、令和6年度は現状、窓口での納付書払いのみとなっている利用者負担金の納付方法に、令和7年度から口座振替を追加するため、システム改修を行い、利用者の利便性向上を図ろうとするもので、事業費は7億5千981万円を計上しており、うち拡充分は277万8千円となっております。

また、国の制度改正によるものではありませんが、令和6年度は児童手当支給費における支給対象年齢の拡大や、第3子以降の支給費額の増額等、児童扶養手当支給費における所得制限の引上げや、第3子以降の加算額の増額を行うこととしております。

以上が、子育て支援部所管に係る令和6年度一般会計予算の主な内容でございます。

続きまして、議案第32号の育英事業特別会計でございますが、経済的理由により就学が困難な方に対し、その就学に必要な資金の一部を貸付けまたは給付し、教育を受ける機会の確保を図ることを目的としております。予算総額は、歳入歳出それぞれ2億7千852万1千円で、前年度に対して4千515万5千円、率にして19.3%の増となっております。

育英事業特別会計については以上でございます。

次に、議案第34号、母子福祉資金等貸付事業特別会計であります。母子家庭、父子家庭及び寡婦の方々に必要な資金を貸し付けることにより、経済的な自立と生活意欲の助長を図り、併せてその扶養している児童の福祉を増進することを目的としております。予算総額は、歳入歳出それぞれ2億8千1万2千円で、前年度に対して5千351万3千円、率にして23.6%の増となっております。前年度より増となった主な要因ですが、令和4年度決算における繰越金から算出される法に定められた国への償還金や、一般会計への繰出金によるものでございます。

以上、子育て支援部が所管する令和6年度予算の主な内容でございます。

次に、子育て支援部所管の条例制定に係る議案についてでございます。

初めに、議案第70号、旭川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。本案は特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、掲示に係る規定、電磁的記録等に係る規定のほか、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第71号、旭川市地域保育所条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。平成30年12月に策定しました地域保育所の統廃合に係る地域別の計画に基づき、現在休所中である雨紛保育所について、地域と協議した結果、地域における就学前児童数の推移や、全市的な保育に係るニーズ量の減少などから、今後も利用児童が見込めない状況にあるため、令和6年3月31日をもって同保育所を閉所しようとするものであります。

続いて、議案第72号、旭川市愛育センター条例の一部を改正する条例の制定につきましては、児童福祉法の一部改正に伴い、引用条項を整備しようとするものでございます。

以上、よろしくお願ひいたします。

○品田学校教育部長 議案第28号、令和6年度旭川市一般会計予算のうち、学校教育部所管分につきまして、御説明申し上げます。

初めに、資料はございませんが、学校教育部所管分の予算額は、経常費、臨時費を合わせまして、合計54億7千230万円で、対前年度比3億3千2万3千円の減、率にして5.7%の減となっております。

次に、主な臨時事業につきまして、お手元の令和6年度予算臨時事業費説明資料により御説明申し上げます。20-1ページを御覧ください。初めに、下から二つ目にあります、10款1項3目教育指導費、教育支援センター運営費1千685万1千円であります。本市の不登校児童生徒数は増加しており、教育支援センター、ゆっくらずに通室する児童生徒数も昨年度を上回っている状況にあります。支援が必要なのに様々な要因でセンターへの通所が困難な児童生徒がいることも想定されるところであります。そのため、令和6年度は新たに通信環境が整った日章小学校に分室を設け、専任の指導員を増員した上で、ICTを活用した支援を行うこととしております。

次に、20-2ページ、上から5段目、いじめ問題対策推進費1千322万2千円あります。

学校からのいじめの認知の報告件数は、1月末現在で、前年同月比約3.6倍となっており、体制の強化が必要であることから、令和6年度は、いじめ対策コーディネーターを1名増員するほか、小学校第3学年の全児童、保護者等を対象とした、人権教育プログラム等の取組を実施いたします。

次に、20-3ページ、2項1目学校管理費、上から3段目、学校給食費支援費（小学校）7千338万6千円、及び20-5ページの中段にあります3項1目学校管理費の上から3段目、学校給食費支援費（中学校）3千826万3千円であります。物価高騰の影響を受けている家計への経済的負担を軽減するため、令和5年度の給食費改定において値上げした額を支援するというものであります。

次に、20-4ページに戻りまして、2項2目教育振興費の1番上にあります少人数学級編制費3千39万4千円であります。本事業につきましては、教員採用の志願者が減少傾向にあり、必要となる市費負担教員の質と量の確保に厳しさが増していることなどから、事業を見直すこととし、令和6年度は、今年度、1学年が対象となった学校について、学年進行で持ち上がる2学年のみを対象に32人学級を実施することとしております。

次に、その一つ下の事業、特別支援教育推進費2億3千573万5千円であります。医療的ケアを行う看護師の配置の拡充に加え、新たに交流学級の事業展開に困難さを抱えている学校へ特別支援教育補助指導員を配置するなど、支援体制を大幅に拡充することとしております。

次に、同じページの2項3目維持修繕費、上から3段目、学校施設冷房設備整備費（小学校）386万円、また、20-6ページに飛びまして、下のほうにあります3項3目維持修繕費の3段目、学校施設冷房設備整備費（中学校）220万円であります。補正予算でも御説明いたしましたが、令和5年第4回定例会、また令和6年第1回定例会の令和5年度補正予算において、ルームエアコンの設置、簡易クーラー購入などに係る予算を計上しているところであり、令和6年度当初の予算では、エアコンを設置するために必要な事前のアスベスト調査、それから変圧器の負荷測定などの経費を予算計上しております。

最後に、同じく20-6ページ、3項2目教育振興費の上から6段目にあります、部活動指導員配置促進費695万6千円あります。令和6年度は部活動指導員の人数や活動時間を増やし、中学校教員の負担軽減につなげるとともに、部活動指導の充実を図ってまいりたいと考えているものであります。

令和6年度一般会計予算については、以上でございます。

続きまして、議案第73号、旭川市いじめ防止等連絡協議会等条例の一部を改正する条例の制定につきまして、提案理由を御説明申し上げます。本条例は、旭川市いじめ防止等連絡協議会の庶務を担当する機関を教育委員会からいじめ防止対策推進部に変更することに伴い、旭川市いじめ防止等連絡協議会等条例の一部を改正しようというものでございます。施行日につきましては、令和6年4月1日としております。

以上、よろしくお願いいたします。

○佐藤社会教育部長 議案第28号、令和6年度旭川市一般会計予算のうち、社会教育部所管分につきまし、御説明申し上げます。

初めに、資料はございませんが、社会教育部が所管する歳出予算であります。10款教育費5項社会教育費の経常費13事業、臨時費35事業合わせた事業費の合計は、17億1千544万6千

円で前年度の当初予算と比較して1億2千993万4千円の増となっております。

次に、主な臨時事業につきまして、令和6年度予算臨時費事業説明資料に基づき御説明申し上げます。

初めに、21-1ページ、1目社会教育総務費の2番目、ジオパーク構想推進費、予算額1千610万円につきましては、地域おこし協力隊制度を活用したジオパーク専門員を配置し、地域資源を題材とした講座やツアー等事業の充実を図り、日本ジオパーク認定に向けた取組を進めるものでございます。

次に、同じページの1番下にあります旭川ミュージックウィーク開催負担金、予算額450万円につきましては、北海道音楽大行進を皮切りに駅前広場や買物公園において、市民参加型のストリートライブや、空港で結ぶ友好都市提携により豊中市から演奏家を招聘し、交流事業などを行う旭川ミュージックウィークを開催し、多くの方に様々な音楽に親しんでもらう機会を提供するものでございます。

次に、21-2ページの上から4番目、優佳良織普及促進事業補助金、予算額432万9千円につきましては、優佳良織工芸の観光資源、地域産業としての発展のため、これまで育成を支援してきた織子のさらなる技術向上と、市民や観光客向けの織り体験会を支援し、優佳良織の普及促進を図るものでございます。

次に、同じページの2目公民館費の1番目、公民館事業活動費、予算額518万1千円につきましては、市民の多様な学習機会を確保するため、ライフステージに対応した各種講座をオンラインの活用も含めて開催するとともに、サークル団体などの学習活動の支援を行うものであります。

次に21-3ページ、3目図書館費の1番目、図書館事業活動費、予算額152万4千円につきましては、令和6年10月に中央図書館が開館30周年を迎えることから、記念講演会などを行うほか、関係団体と連携した事業を実施し、子どもの読書習慣の形成を図るとともに、読書活動につながる取組を幅広く展開するものでございます。

次に、同じページの4目博物科学館費の3番目、科学館事業活動費予算額207万7千円につきましては、科学への関心や理解普及のため各種事業を実施するほか、新たにVR錯覚体験の試作品を製作し、本稼働に向けて試行するとともに、ドローンやAIといった新しい技術を取り入れた未来社会を体験できる展示をスタートすることで、常設展示の充実に取り組んでいくものでございます。

次に、同じページの下から2番目、博物館企画展示費予算額54万6千円につきましては、ヒグマと人との関わりや上川盆地の自然と人との関わりをテーマとした2つの企画展を開催し、郷土の歴史や文化のほか、環境への関心を高める機会を提供するものでございます。

次に、21-4ページ、5目市民文化会館費の2番目、文化会館自主文化事業費予算額1千312万3千円につきましては、令和7年2月に市民文化会館が開館50周年を迎えることから、記念事業として子ども向けの機関車トーマスファミリーミュージカルや、本市で人気の高いオーケストラである札幌交響楽団の公演などを実施するものでございます。

次に、その下、文化施設等整備費予算額843万9千円につきましては、市民文化会館の建て替えによる整備について、学識経験者、文化団体関係者などで構成する検討会の開催や支援業務委託により、基本計画の策定に向けた取組を進めるものでございます。

最後に、21-5ページ、7目彫刻美術館費の1番目、彫刻美術館事業活動費予算額445万5千円につきましては、令和6年6月に彫刻美術館が開館30周年を迎えることから、記念事業として幅広い世代を対象とした彫刻教室を拡充するほか、常設展及び企画展を開催し、芸術鑑賞の機会を創出するとともに、小中学生に優れた芸術作品を気軽に鑑賞できる機会を提供するため、彫刻巡回展示などを行うものでございます。

以上、社会教育部所管の予算の概要でございます。よろしくお願いたします。

○高花委員長 ただいまの説明につきまして、特に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○高花委員長 なければ、本日のところは説明を受けたということにとどめておきたいと思えます。

議案の説明に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

次に、2、報告事項についてを議題といたします。旭川市いじめ防止基本方針の改定について、理事者から報告願います。

○品田学校教育部長 旭川市いじめ防止基本方針の改定について、御報告いたします。

本件につきましては、昨年12月の本委員会におきまして、改定の経緯や概要について御説明し、改定案に対する意見提出手続を実施する旨について御報告をいたしました。また、2月16日の本委員会におきまして、昨年12月8日から本年1月10日までの間、市民の皆様からの御意見を募集した結果、個人9件、団体1件から、いじめの防止等の対策に関することに御意見をいただいたことについて、御報告したところでございます。本基本方針については、意見提出手続の結果や、2月1日に実施した市民参加による第2回目の懇話会における参加者からの御意見を踏まえまして、文言等の整理や表現の修正等をしております。意見提出手続実施時の改定案から大きな変更はございませんが、改定のポイントについて御説明をいたします。お手元にお配りをしております、本基本方針の概要版を御覧ください。

本基本方針につきましては、第1章基本方針改定の趣旨をはじめ、4つの章で構成をされております。第1章につきましては、改定の背景と趣旨、いじめ防止等のための対策の一層の推進について記載をしております。

第2章につきましては、旭川市いじめ防止対策推進条例制定の意義とともに、同条例に定めた基本理念や関係主体の責務等について記載しているほか、いじめ防止等に関する施策の考え方について記載をしております。とりわけ、いじめの防止等に関する施策の考え方におきましては、市が、いじめの未然防止や早期発見から、いじめの解決や再発防止に至るまで、市長部局と学校、教育委員会が一体的に対応する、いじめ防止対策「旭川モデル」の推進体制や施策の考え方について記載をしております。

第3章につきましては、第2章で示した考え方に基づき、市と学校それぞれが実施するいじめの防止等の取組について、現行の基本方針の内容を整理するとともに、強化した対策について記載をしております。特に、2の市が実施するいじめの防止等の取組におきましては、いじめ・不登校相談窓口の開設や、学校からのいじめの疑いを含む全件の報告による積極的ないじめ事案の把握など、旭川モデルの施策の具体について記載をしております。また、3、学校が実施するいじめの防止等の取組におきましては、児童生徒がいじめに向かわないように、互いの人格を尊重する態度を醸成することや、いじめ見逃しゼロに向け、たとえささいな兆候であっても、積極的に幅広く認知するこ

と、いじめに係る情報を組織的に共有し、迅速に対応することなど、強化した取組について記載しております。さらに、4、重大事態への対処におきましては、学校が重大事態に該当する疑いがある事案を把握した場合、速やかに教育委員会に相談することなど、法及び国のいじめの重大事態の調査に関するガイドラインに基づき、速やかに対処し、同種の事態の発生の防止に取り組むことについて記載しております。

第4章につきましては、本基本方針の公表及び見直しの検討について記載しております。改定した本基本方針につきましては、市のホームページに掲載し、公表するとともに、学校への通知や関係機関への配付を行ってまいります。

本基本方針に基づき、学校教育委員会といじめ防止対策推進部が一体となって、家庭、地域住民、関係機関等との連携の下、未来の作り手となる子どもたちの生命と尊厳を守ることや、全ての児童生徒が安心して生活し、学ぶことができる社会の実現を目指し、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進してまいります。

報告は以上であります。よろしくお願いいたします。

○高花委員長 ただいまの報告につきまして、特に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○高花委員長 以上で、予定していた議事は全て終了いたしました。

その他、委員の皆様から御発言はございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○高花委員長 それでは、本日の委員会はこれをもって散会いたします。

散会 午前10時28分